介護保険型の MERZIE ET

市は、65歳以上の人に、平成28年度介護保険料の通知書(本 算定)を郵送します。通知書が届いたら、保険料や納め方(特 別徴収または普通徴収)の確認をしてください。

詳しくは、高齢介護課(☎47-7406)へ。

≪特別徴収≫

- *対象/老齢(退職)、遺族、障 害年金が年額18万円以上の人
- *通知書/9月中旬に郵送
- *納付方法/年金から天引き ※年額18万円以上の年金を受 給している人でも、年度途中 で65歳になった人や、他の自 治体から転入した人などは、 特別徴収に切り替わるまでの 間、一時的に普通徴収での納

付となります

≪普通徴収≫

- *対象/老齢(退職)、遺族、障 害年金が年額18万円未満の人
- *通知書/8月中旬に郵送
- *納付方法/納付書または口座 振替



平成28年度 所得段階別の年間介護保険料 所得段階 保険料率 年間保険料 ①生活保護受給者·老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税の人など 第1段階 ②世帯全員が市民税非課税で、課税年金 基準額×0.45 30,024円 収入額と合計所得金額を合わせた額が 80万円以下の人など 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収 第2段階 入額と合計所得金額を合わせた額80万円 基準額×0.65 43, 368円 を超え、120万円以下の人など 世帯全員が市民税非課税で、第1段階ま 第3段階 基準額×0.75 50,040円 たは第2段階に該当しない人など 世帯に市民税課税の人がいるが、本人は 60, 048円 第4段階 非課税で、課税年金収入額と合計所得金 基準額×0.90 額を合わせた額が80万円以下の人など 世帯に市民税課税の人がいるが、本人は 第5段階 基準額 66,720円 非課税で、第4段階に該当しない人など 本人が市民税課税で、合計所得金額が 第6段階 基準額×1.20 80,064円 120万円未満の人など 本人が市民税課税で、合計所得金額が 第7段階 基準額×1.30 86,736円 120万円以上190万円未満の人など 本人が市民税課税で、合計所得金額が 第8段階 基準額×1.50 100,080円 190万円以上290万円未満の人など 本人が市民税課税で、合計所得金額が 第9段階 基準額×1.70 113,424円 290万円以上490万円未満の人など 本人が市民税課税で、合計所得金額が 第10段階 基準額×1.75 116,760円 490万円以上690万円未満の人など 本人が市民税課税で、合計所得金額が 第11段階 基準額×1.80 120,096円 690万円以上の人

第2子と第3子 **MX** 以 跭

の

加算

額

増

額

児童扶養手当は、ひとり親家 庭などの生活の安定と自立を助 け、子どもの健やかな成長のた めに支給される手当です。

児童扶養手当法の一部が改正 され、8月分(12月9日支給分) から第2子と第3子以降の加算

額が増額されます。なお、増額分については、家 庭の所得に応じて加算額が決定されます。

詳しくは、子育て支援課(☎47-7092)へ。

児童扶養手当の月額		
子どもの数	現行	8月分以降
子どもが 1 人の場合	【全部支給】42, 330円 【一部支給】42, 320~9, 990円 (所得に応じて決定)	
第2子の 加算額	5,000円 -	【全部支給】10,000円 【一部支給】9,990~5,000円 (所得に応じて決定)
第3子以降 の加算額	3,000円 -	【全部支給】6,000円 ▶【一部支給】5,990~3,000円 (所得に応じて決定)

名種手当の現況届などの提出

市は、児童扶養手当や特別障害者手当など下記の手当を受けて いる人(所得制限で支給停止の人を含む)に、現況届などを8月 に郵送します。

必要事項を記入・押印などのうえ、現況届な どを期日までに提出してください。いずれの手 当も、平日のみ(児童扶養手当のみ一部土日に 受付)、窓口で受け付けます。

なお、期限内に提出がないと、支給が停止と なります。また、この手続きを2年間しないと 受給権が消滅しますので、ご注意ください。



「児童扶養手当」 「特別児童扶養手当」

- *提出期間/児童扶養手当の現 $況 \mathbf{a} = 8 \ \mathbf{\beta} \ \mathbf{1} \ \mathbf{G}(\mathbf{\beta}) \sim 31 \mathbf{G}$ (水) 特別児童扶養手当の所 得状況届=8月12日(金)~9 月9日(金)
- *提出場所/子育て支援課、上 石津・墨俣地域事務所
- *備考/児童扶養手当のみ、8 月27日(土)・28日(日)の午前 10時~午後3時に、市役所本

庁舎1階第1会議室でも受付 *問合せ/子育て支援課(☎47

「特別障害者手当」 「障害児福祉手当」 「経過的福祉手当」

 $-7092) \ \ \sim$

- *提出期間/8月12日(金)~9 月12日(月)
- *提出場所/障がい福祉課、上 石津・墨俣地域事務所
- *問合せ/障がい福祉課 (☎47) $-7298) \ \ \sim$

国民健康保険料の料率を決定

8月中旬尼通知書を郵送

平成28年度の国民健康保険料の料率が、次のとおり決まりまし 今年度の料率は前年度と同率ですが、医療分と後期高齢者支 援金分の賦課限度額がそれぞれ2万円増額されました。

年間保険料は、この料率をもとに算定された「所得割」「資産割」 「均等割」「平等割」を合計した金額で、保険料率および最高限度額 は右表のとおりとなります。

市は、各世帯の保険料をお知らせする「保険料変更(決定)通 知書」と4期(8月)からの保険料納入通知書を、8月中旬に郵 送します。なお、4期から10期までの保険料は、年間保険料から

すでに納付済みの1期から3期分を差し引いて、7回に分けた金 額となっています。

詳しくは、窓口サービス課国民健康保険G(☎47-8132)へ。

平成28年度 国民健康保険料率 介護分 後期高齢者 7. 15/100 2. 24/100 1. 90/100 所得割 基準総所得金額※の **資産割** 土地・家屋にかかる固定資産税額の 20.00/100 6.10/100 6. 40/100 24,500円 7,700円 均等割 被保険者1人につき 8,500円 平等割 1世帯につき 25,000円 7,800円 6,000円 最高限度額 540,000円 190,000円 160,000円

※税法上の総所得金額から基礎控除額を差し引いた額